十二 保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号)

第八十五条第二項、第九十四条第四項、第百五条第三項、第百五条四十二第三項並びに第四十八条の三第三項、第五十八条の五第二項、第二十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第十項、第四十二第二項、第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項、第二百十十二条の三十二第二項	十一第五頁、第二百七十二条の三十二第三頁、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の三十二第二項、第百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第百七条第九第一条の三 法第二条第十五項 (法第二条の二第二項、第百七条第九第一条の三 法第二条第十五項 (法第二条の二第二項、第百七条第九	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改正案
十四条第四項、第百五条第三項、第百五条の六第三項、第百十八条五十八条第六項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第十項、第十三第二項、第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の三十三第二項		日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	現行

準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、 令で定める議決権は、 は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府 の六第三項、第百十八条第三項及び第二百十条の七第十項において 次の株式又は持分に係る議決権とする。 会社又

のを除く。 持分に係る議決権について、 託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分 の規定により元本の補塡又は利益の補足の契約をしている金銭信 四十三号) の行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるも 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第六条 (損失の補てん等を行う旨の信託契約の 委託者又は受益者が行使し、 (昭和十八年法律第 (当該株式又は (締結) 又はそ

責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。 権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限 合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分 (有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組

兀 とを約するものによって成立する組合 合契約) (明治二十九年法律第八十九号) に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むこ (一人又は数人の組合員に 第六百六十七条第一項

> する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、 項において同じ。)の規定により、 の株式又は持分に係る議決権とする。 第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。 会社又は議決権の保有者が保有 次 次

(略)

(新設)

有する場合を除く。) 所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所 任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責 合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分 (有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組 議決権

三

る場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行 株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができ 合員」という。)となり、 執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組 その業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員 を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。 組合財産として取得し、又は所有する (業務の

る場合、

株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができ

議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を

合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する

執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組

その業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員

(業務の

五. 前二号に準ずる株式又は持分として金融庁長官の承認を受けた

2 略)

3 申 請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 保険会社は、 第一項第五号の承認を受けようとするときは、 承認

4 (略)

(免許申請書の添付書類)

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 げる書類とする。 次に掲

一 ~ 七 (略)

会計監査人の履歴書 (会計監査人が法人であるときは、 当該会

計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履

歴書。以下同じ。

九| ~ 十 一

株式又は持分 を所有する場合を除く。) 前二号に準ずる株式又は持分として金融庁長官の承認を受けた

分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分 委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持

兀

2 略)

3 申 請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 保険会社は、 第一項第四号の承認を受けようとするときは、 承認

4 (略)

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、

次に掲

(免許申請書の添付書類

げる書類とする。

一~七

(新設

八| ~ 十| 略

十二 当該免許申請に係る保険が第三分野保険(法第三条第四項第 契約 とについて、 三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書 第二百四十三条において同じ。 険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この 契約を除く。)及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保 契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険 同じ。)の保険契約 の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下 同じ。)に係る全ての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任 第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号において 保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であって、元受保険 第三分野の元受保険」という。)又は同条第五項第一号に掲げる 一号若しくは第五項第二号に掲げる保険 の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであるこ 第百十八条第一項第六号、 第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の (保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条 保険計理人が確認した結果を記載した意見書 (保険期間が一年以下の保険契約(当該保険)を含む場合にあっては、 第百七十九条第一項第七号並びに (以下この号において 当該第

2 + 3 (略)

(資本金の額の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定に

の条、 契約 ことについて、 に第二百四十三条において同じ。)を含む場合にあっては、 の 三、 保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。 険契約を除く。)及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害 下同じ。)の保険契約 同じ。)に係るすべての保険責任が移転され、かつ、当該保険責 第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号におい 保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であって、元受保険 第三分野の元受保険」という。)又は同条第五項第一号に掲げる 二号若しくは第五項第二号に掲げる保険 書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものである 第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる 険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保 任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以 当該免許申請に係る保険が第三分野保険 (保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条 第百十八条第一項第六号、 第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号 保険計理人が確認した結果を記載した意見書 (保険期間が一年以下の保険契約(当該保 第百七十九条第一項第七号並び (以下この号において (法第三条第四項第 以下こ 当該

十二(略

2·3 (略

(資本金の額の減少の認可の申請等)

第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定に

長官等」という。)に提出しなければならない。
添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁よる認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を

一~五 (略)

当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁 証する書面 第二百十一条の二十八第三号において同じ。) をいう。以下同じ 律第一条第一項 託業務を営む金融機関 する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、 法 済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社 あるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、 ても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを 十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。)及び信 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者が (平成十六年法律第百五十四号) に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をし (兼営の認可) (金融機関の信託業務の兼営等に関する法 の認可を受けた金融機関をいう。 第二条第二項 第五十二条の二 (定義) に規定 (信託業 相

七~九 (略)

2

(略

の行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規第五十二条の十三の十六 保険金信託業務を行う生命保険会社等がそ(特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

長官等」という。)に提出しなければならない。添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁よる認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を

一~五 (略)

認可を受けた金融機関をいう。 律 する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、 法 済を受けさせることを目的として信託会社等 当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁 あるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、 者を害するおそれがないことを証する書面 又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債 いて同じ。)をいう。 託業務を営む金融機関 十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。) 及び信 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他 (平成十六年法律第百五十四号) (昭和十八年法律第四十三号) 以下同じ。)に相当の財産を信託したこと (金融機関の信託業務の兼営等に関する法 第二百十一条の二十八第三号にお 第一条第一項 第二条第二項 (信託会社 (兼営の認可)の 第五十二条の二 (定義) に規定 弁済し、 の債権者が (信託 相

2 (略)

七~九

の行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規第五十二条の十三の十六 保険金信託業務を行う生命保険会社等がそ(特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

る事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。用金融商品取引法第三十七条第一項各号 (第二号を除く。) に掲げ定する行為 (次項において「広告等」という。) をするときは、準

2 · 3 (略

(業務運営に関する措置)

し、次に掲げる措置を講じなければならない。 第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関

一~十 (略)

けている場合に限る。)に規定する運用実績連動型保険契約に該当する保険契約を引き受掲げる措置(当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に

健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の 替え等) 政令第七十四号) 正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 及び第八十三条第一号イにおいて同じ。)が、 年法律第六十三号。 のための厚生年金保険法等の一 「平成二十五年厚生年金等改正法」 号(定義)に規定する存続厚生年金基金をいう。 存続厚生年金基金 の規定によりなおその効力を有するものとされる公的 第三条第 以下この号及び第八十三条第一号において (公的年金制度の健全性及び信頼性の 項 部を改正する法律 (存続厚生年金基金に関する読 という。 附則第三条第十 公的年金制度の (平成二十六年 (平成二十五 以下この号 部を改 確保

かつ正確に表示しなければならない。用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準

3 (略

(業務運営に関する措置)

し、次に掲げる措置を講じなければならない。 第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関

一~十 (略)

けている場合に限る。)
に規定する運用実績連動型保険契約に該当する保険契約を引き受に規定する運用実績連動型保険契約者から法第百十八条第一項掲げる措置(当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に

照らして適切に説明を行うことを確保するための措置 たところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによ 第百十五号。 基金の知識、 る利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金 示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示され 運用に関する基本方針等)の規定により同項に規定する事項を 成二十五年厚生年金等改正法第一 の効力等) 五条第一項 存続厚生年金基金から平成二十五年厚生年金等改正法附 という。)第百三十六条の四第三項 の規定による改正 の規定によりなおその効力を有するものとされる平 (存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等 経験、 第八十三条第 財産の状況及び保険契約を締結する目的に 一前 の厚生年金保険法 一号において「改正前厚生年金保険 条 (厚生年金保険法の (年金給付等積立金の (昭和二十九年法律 一部改 剘

明を行うことを確保するための措置
工号)第百三十六条の四第三項(年金給付等積立金の運用に関立を注入が、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込め及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の運用に関連を行うことを確保するための措置

口

?し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断 、将来特別勘定に属する財産の運用に関して、存続厚生年金基金に ハ 特別

、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示特別勘定に属する財産の運用に関して、厚生年金基金に対し

だいには選択しかはりり情景を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告

げないことを確保するための措置

2~5 (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2 \ 4

(略)

会社とする。

平成十一年法律第十八号) が百分の三を超えているもの 又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合 導入その の新たな生産又は販売の方式の導入、 であって、 又は新事業活動 企業者をいう。 中小企業者 の開始の日以後十年を経過しておらず、 他の新たな事業活動をいう。 新商品の開発又は生産、 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 以下この項において同じ。 (会社が現に行っている事業と異なる種 第二条第一 新役務の開発又は提供 項 役務の新たな提供の方式の 次号及び第三号において同 (定義) に規定する中小)であって、 カュ つ、 前事業年 設立の日 類の事業 商品

いことを確保するための措置さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げな

2~5 (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2~4 (略)

株式会社とする。
株式会社とする。
株式会社とする。
株式会社とする。
株式会社とする。
株式会社とする。
株式会社とする。
株式会社とする。
株式会社とする。

分の三を超えているもの前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百て、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者であっ中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法

イ・ロ (略)

合が十分の一以上であるもの 業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割 この号において同じ。 活動に従事する者であって、 方式の導入、 又は生産、 二年を経過しておらず、 中小企業者であって、 新役務の開発又は提供、 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業)の数が二人以上であり、 常勤の新事業活動従事者 設立の日又は新事業活動の開始の日以後 研究者に該当しない者に限る。 商品の新たな生産又は販売の かつ、 (新商品の開発 当該新事 以下

割合が十分の一以上であるものつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、か一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、か

四•五 (略)

(削る)

| 決定]|の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
| 八 民事再生法第百七十四条第一項(再生計画の認可又は不認可

0)

イ・ロ(略)

(新設)

であるもの 一であるもの であるもの であって、設立の日以後一年を経過しておら であるもの であるもの であるとの であって、設立の日以後一年を経過しておら

三・四 (略)

承継している会社 事業再編計画の認定) する認定に係る同項 第百二十一条第一項 産業競争力強化法 項 (事業再編計画の認定) の中 (平成二十五年法律第九十八号) (中小企業承継事業再生計画の認定) に規定する認定を受けている会社又は同法 小企業承継事業再生計画に従って事業を 若しくは第二十六条第 第二十四条 項 に規定 (特定

| 法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社 | 六 民事再生法第二条第三号(定義)に規定する再生計画につき同

定による更生計画認可の決定を受けている会社七 会社更生法第百九十九条第一項(更生計画認可の要件等)の規

八 (略)

を受けている会社(支援決定)に規定する支援決定)、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法

援を受けている会社 (産業競争力強化法との関係)に規定する産業復興機構による支土 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項

条第一項(事業再編計画の認定)若しくは第二十六条第一項(特十一)産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四一接を受けている会社

同頁の中へと巻承継事巻手と十回に従って事巻と承継している会十一条第一項(中小企業承継事業再生計画の認定)の認定に係る定事業再編計画の認定)の認定を受けている会社又は同法第百二

同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会

十二 (略)

の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事いて同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当たり取得された場合においては、当該保険会社となる会社を含む。以下この項におたり取得されたとき(当の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一次の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二の担保権の実行による株式者しくはを含む。以下この項におい、会社の表別であって、その議決権を保険会

| 法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社| 会社更生法第二条第二項(定義)に規定する更生計画につき同

八 (略)

七

九

に規定する産業復興機構による支援を受けている会社株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第

項

(新設)

一 (略)

後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当していたものも険会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項におは、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該株式会社の議決権が当該保険会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項におは、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事は、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事は、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事は、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事は、第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに表

会社に該当するものとする。 条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六 担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由 していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の 由によらずに最後に取得されたとき)に前項に規定する会社に該当

処分基準日における基礎議決権数 ないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその 三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当し 処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十 子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又は 主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。 を乗じて得た議決権の数、 に規定する国内の会社をいう。 子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該 を当該各号に規定する日 項において同じ。 て同じ。)の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十)までに処分しないときは、 て「特定子会社」という。 (以下この項、 一項の規定にかかわらず、 項において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権)を下回ることとなる場合において、 第五十八条の二 (以下この項において「処分基準日」とい 外国の会社の議決権についてはその総株 以下この章、 次項に規定する会社 当該新規事業分野開拓会社等は、 がその取得した次の各号に掲げる (国内の会社 第 項第九号及び第五十八条の 第七章及び第八章にお (法第百七条第一項 (以下この項に 当該特定 以下こ 7

七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限、その議決権が当該保険会社又はその子会社により第五十七条第一

得た議決権の数 する国内の会社をいう。 準日における基礎議決権数 が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基 のとする。ただし、 び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないも 準 までに処分しないときは、 会社(以下この項及び第五十八条の二 支援が終了する日。 する会社の議決権である場合であって、 を経過する日 事業分野開拓会社等」という。)の議決権をその取得の日から十年 おいて「特定子会社」という。 ている期間 日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及 前二項の規定にかかわらず、)の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、 (当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当 外国の会社の議決権についてはその総株主の議決 当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社 以下この項において「処分基準日」という。) 以下この章、 当該新規事業分野開拓会社等は、 (国内の会社 次項に規定する会社 がその取得した前1 第七章及び第八章において同 一第一項第九号において 当該会社が当該支援を受け (法第百七条第一 (以下この 一項に規定する 項に規定 処分基 「新規 頃に

したときは、この限りでない。当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分その子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち

権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若し 社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項 持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたと 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは ずに取得されたとき 号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、 定する会社並びにこれらの会社のほか、 該当していたもの 子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、 くは持分の取得又は第五十七条第 事業再生会社 をいう。 議決権を保険会社若しくはその子会社 新規事業分野開拓会社 号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。 以下この項において同じ。 に第五項第 その議決権の取得の日から十五年を経過する日 (第五項第四号及び第六号から第十二号までに規 号から第三号まで及び第五号に規定する会社に (その議決権が当該保険会社若しくはその子会 (当該会社の議決権が当該保険会社又はその (第五項第一号から第三号まで及び第五 の担保権の実行による株式若し 項 第 会社であって、 一号に掲げる事由によら (子会社となる会社を含 会社であって、 その議決 当該

> 、この限りでない。 準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは 変取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社 の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基 で同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当 権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項におい

(新設)

(新設)

了する日) が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、 決権である場合であって、 当該議決権が第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議 項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る 持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたと ずに取得されたとき 会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは 子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、 くは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によら に該当していたもの)をいう。) に第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社 その議決権の取得の日から十年を経過する日 (その議決権が当該保険会社若しくはその子 (当該会社の議決権が当該保険会社又はその 当該会社が当該支援を受けている期間 当該支援が終 当該

8 5 10

(略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、

(略)

に掲げるものとする。

規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号、次条 主として保険持株会社、子会社対象会社(法第百六条第一項に

8 5 10

(略

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

次

2 に掲げるものとする。 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、 次

一 九 (略)

規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号におい 主として保険持株会社、子会社対象会社(法第百六条第一項に

関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売(プログラム び の販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及 に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に 計算受託業務 項第七号並びに第二百十条の九第一項第七号において同じ。 (第三十五号に該当するものを除く。)

十の二~四十七

3 (10 (略)

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由

法第百六条第三項本文に規定する内閣府令で定める事由

次に掲げる事由とする。

第五十七条

(削る)

一 | | | | | (略)

七 保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号に掲げる会

社による株式又は持分の取得

2 法第百六条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、

前項第七号に掲げる事由とする。

3 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、 保険会社

若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得

又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請

う業務及び計算受託業務 ログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行 の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売(プ て同じ。)に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者 (第三十五号に該当するものを除く。)

十の二~四十七 (略

3 \ 10 (略)

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

次に掲げる事由とする。

第五十七条

法第百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由

は

一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分

取得

二| ~ 七|

(略

(新設)

(新設)

2 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、 前項各号

に掲げる事由とする。

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請

書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。することの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げるに規定する子会社対象保険会社等をいう。以下同じ。)を子会社と第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第七項

·二 (略)

次に掲げる書類子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する二 当該保険会社及びその子会社等(法第百十条第二項に規定する

7 (略)

四条第一項第八号、 子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る となる会社を含む。 状況を示す比率(法第百三十条に規定する保険金等の支払能力 十九条の三第一項第二号ロの、)に係る算式により得られる比率をいう。 充実の状況が適当であるかどうかの基準 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等(子会社 項第十九号において同じ。)の収支及び保険金等の支払能力の充実の 第百五条第一項第二十号及び第百五条の六 第八十六条の二第二項、 の見込みを記載した書類 (保険会社及びその 次項第三号、第五 第九十

四~六(略)

2 5

略

する場合を含む。) 及び第三項第二号に規定する議決権について準の 法第二条第十五項の規定は、第一項第五号(前二項において準用

等)

書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。することの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げるに規定する子会社対象保険会社等をいう。以下同じ。)を子会社と第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第七項

一•二 (略)

次に掲げる書類子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する二 当該保険会社及びその子会社等(法第百十条第二項に規定する

イ (略)

。)に係る算式により得られる比率をいう。 四条第一項第八号、 子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る となる会社を含む。 第 十九条の三第一項第二号ログ、 0 状況を示す比率(法第百三十条に規定する保険金等の支払能力 充実の状況が適当であるかどうかの基準 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等 項第十八号において同じ。)の収支及び保険金等の支払能力の充実の 第百五条第一項第十九号及び第百五条の六 第八十六条の二第二項、 の見込みを記載した書類 (保険会社及びその 次項第三号、 (子会社 第九十 第五

四~六(略)

2~5 (略)

3 (略) (新設)	3 (略) 4 (特例対象会社) 5 (特例対象会社) 5 (特例対象会社) 5 (特別対象会社) 6 (特別対象会社) 6 (特別対象会社) 6 (特別対象会社) 7 (特別対象会社) 8 (本) 8 (本) 9
2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に十一 (略) 得 深極数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取	2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲十 (略)
十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議一(サ (断)	(削る) (削る)
ー~1 (各)は、次に掲げる事由とする。	1~1 (各) は、次に掲げる事由とする。
第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)	第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

のは、次に掲げる事項とする。 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるも

保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ~ホ (略)

会計監査人の氏名又は名称

二~四 (略)

場合に限る。) 掲げる事項(ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う 五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に

イ・ロ (略)

並びにその合計額
三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額に信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、元本補塡契約のある信託(信託財産の運用のため再信託され

ニ〜ヌ (略)

六 (略)

2 (略)

(保険計理人の要件に該当する者)

| 第七十八条 | 法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるも

のは、次に掲げる事項とする。

保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

(新設)

二~四 (略)

掲げる事項(ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に

場合に限る。)

イ・ロ (略)

、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するもののれた信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権ハ 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託さ

額並びにその合計額

ニ〜ヌ

(略)

六 (略)

2 (略)

(保険計理人の要件に該当する者)

| 第七十八条 | 法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に

いずれかに該当する者とする。該当する者は、生命保険会社にあっては、次の各号に掲げる要件の

年以上従事した者命保険会社等の保険数理に関する業務に五命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に五一公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、生

に限り、前号に掲げる者を除く。) 国生命保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者 険数理に関する業務に七年以上従事した者(生命保険会社及び外二 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保

かに該当する者とする。 る者は、損害保険会社にあっては、次の各号に掲げる要件のいずれ2 法第百二十条第二項 に規定する内閣府令で定める要件に該当す

年以上従事した者害保険会社等の保険数理に関する業務に五害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に五一公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損

に限り、前号に掲げる者を除く。) 国損害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者険数理に関する業務に七年以上従事した者(損害保険会社及び外一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出

いずれかに該当する者とする。該当する者は、生命保険会社にあっては、次の各号に掲げる要件の

理に関する業務に五年以上従事した者
『以下この条及び第二百十一条の四十九において同じ。)の正会。以下この条及び第二百十一条の四十九において同じ。)の正会団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう

り、前号に掲げる者を除く。)命保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限理に関する業務に七年以上従事した者(生命保険会社及び外国生理に関する業務に七年以上従事した者(生命保険会社及び外国生社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数

る者は、損害保険会社にあっては、次の各号に掲げる要件のいずれ2 法第百二十条第二項 に規定する内閣府令で定める要件に該当す

かに該当する者とする。

上従事した者と従事の保険数理に関する業務に五年以険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に五年以一、社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保

り、前号に掲げる者を除く。) 害保険会社等の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限理に関する業務に七年以上従事した者(損害保険会社及び外国損二 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 次に掲げる事項とする。 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項

号から第四号までに掲げる書類に定めた事項 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二

口 契約 年厚生年金等改正法附則第三条第十三号 条第一項 金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約) りなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第 年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)の規定によ 準用する同法第六十六条第 会の業務 続連合会を保険契約者とする保険契約並びに確定給付企業年金 る給付に要する費用に関する契約) 金保険法第百五十九条の二第一項 合会の業務) 規定に基づき存続厚生年金基金を保険契約者とする保険契約 百三十条第五項 規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第九項 (平成十三年法律第五十号) 規定に基づき企業年金連合会を保険契約者とする保険 (存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等) 及び同法第九十 及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八 (基金の業務) 条の二十四 項 第九十一条の十八第七項 及び第百三十条の二第一項 (基金の (年金たる給付及び一時金た の規定に基づき平成 積立金の運用に関する (定義) (準用規定) 一項 に規定する存 (存続厚生 において (存続連 二十五 (連合 年

第八十三条 は、 次に掲げる事項とする。 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項

号から第四号までに掲げる書類に定めた事項 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二

1 用に関する契約) する保険契約 十条の二第一項 厚生年金保険法第百三十条第五項(基金の業務) (年金たる給付及び一時金たる給付に要する費 の規定に基づき厚生年金基金を保険契約者と 及び第百三

契約者とする保険契約 する費用に関する契約 百五十九条の二第 厚生年金保険法第百五十九条第七項 項 (年金たる給付及び一時金たる給付に要 の規定に基づき企業年金連合会を保険 (連合会の業務) 及び第

口

- 19 -

情がある場合に限る。) 「情がある場合に限る。)」 「会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとす。(新設)(新設)	する場合(次号に該当する場合を除く。)会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しよいて、やむを得ない事情がある場合に限る。)	は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないこと 「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、		を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役 二 保険会社を代表する取締役、一 (略)	第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め 第八十五条 法第百二十七条第一項第八二・三 (略) ニ・三 (略) ニ・三 (略)
		、は、会計参与の就任又は退任が	た場合。た場合のでは代表勢行役、勢行役又は	事	法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め等)(略)

しようとする場合(次号に該当する場合を除く。) 二の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任

|の六||会計監査人の選退任があった場合(会社法第三百三十八条|

(新設)

(新設)

できないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)
る場合を含む。)の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとを除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようと

二の七・二の八(略)

(略)

。)を子会社とした場合とについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く会社(法第百二十七条第一項第二号の規定により子会社とするこは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しく

四の二~十八 (略)

2~6 (略)

(保険契約の移転の認可の申請

第九十条 (略)

項の規定により法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用するの規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第二百五十条第一項

二の三・二の四(略

三 (略)

した場合 の届出をしなければならないとされるものを除く。) を子会社との届出をしなければならないとされるものを除く。) を子会社と十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号四 第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第百二

2~6 (略) 四の二~十八 (略

(保険契約の移転の認可の申請

第九十条 (略)

項の規定により法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用するの規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(法第二百五十条第一項)

号及び第十八号に掲げる書類)を添付しなければならない。っては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあ一切が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一

一~十七 (略)

考となるべき事項を記載した書類十八の他法第百三十九条第二項の規定による審査をするためを

合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十号の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項のにより保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項のにより保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項のにより保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項のにより保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項のにより保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項のにより保険契約の移転をする場合、法第二百十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十一条第一号の規定によりをする。

場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一

第十七号及び第十八号に掲げる書類

にあっては、

第一号

から第五号まで、

第七号から第十一号まで

(合併の認可の申請

融庁長官等に提出しなければならない。受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金第百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を

一~十七 (略

(新設)

(合併の認可の申請)

受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金第百五条 保険会社等は、法第百六十七条第一項の規定による認可を

~十七 (略)

融庁長官等に提出しなければならない。

の会計監査人の履歴書十八の合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社

号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六

十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合

十九 合併後存続する保険会社等又は第二百十一条の三十五社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五路可では少額短期保険子会社対象会社(法第二百七十二条の十四あっては少額短期保険子会社対象会社(法第二百七十二条の十四以下同じ。)をいう。以下この号及び第百五条の六第一項第十八以下同じ。)をいう。以下この号及び第百五条の六第一項第十八以下同じ。)を子会社対象会社等(保険会社にあっては法社等が当該合併により子会社対象会社等(保険会社にあっては法社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五社等に関する第一項第四号又は第二百十一条の三十五社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五社等に関する第二百十一条の三十五社等に関する第三十五条社対象会社が出版。

二十~二十二 (略)

項第四号に掲げる書類

2 (略)

について準用する。 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権

(会社分割に係る公告事項)

で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に第百五条の三 法第百七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令

(略)

掲げる事項とする。

項の規定による公告をする場合 次に掲げる事項 保険契約を承継させる分割であって、法第百七十三条の四第1

イ (略)

ロ 分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力

十八 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会十八 合併後存続する保険会社等又は角により設立される保険会計の 合併後存続する保険会社等又は角により設立される保険会 第四号に掲げる書類 以下同じ。)をいう。以下この号及び第百五条の六第十七号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社をいう。関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項関する第一項によりでは、当該公司を対象会社等の目的では、当該公司を対象会社等の目前により、

十九~二十一 (略)

2 (略)

| ついて準用する。| 3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権に

(会社分割に係る公告事項)

掲げる事項とする。
で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に常百五条の三 法第百七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令

一 (略)

項の規定による公告をする場合 次に掲げる事項二 保険契約を承継させる分割であって、法第百七十三条の四第二

イ (略)

口

分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力

実の状況を示す比率 の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得 の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得 において準用する場合を含む。)の保険金等の支払能力 の充実の状況を示す比率 (法第百三十条 (法第二百七十二条の

/・二 (略)

(会社分割の認可の申請)

付して金融庁長官等に提出しなければならない。
る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添第百五条の六 保険会社等は、法第百七十三条の六第一項の規定によ

一~十六 (略)

一七 当該会社分割を行った後における保険会社の会計監査人の履

歴書

十八~二十二(略)

2 (略)

4 (略)

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 (略)

の充実の状況を示す比率

。)及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力られる比率をいう。以下この口及び第百五条の六において同じられる比率をいう。以下この口及び第百五条の六において同じられる比率をいう。以下この口及び第百五条の六において準用する場合を含む。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第百三十条(法第二百七十二条の

·二 (略)

(会社分割の認可の申請)

付して金融庁長官等に提出しなければならない。
る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添第百五条の六 保険会社等は、法第百七十三条の六第一項の規定によ

一~十六 (略)

(新設)

十七~二十一

2

(略)

| ついて準用する。| 3 法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権に

4 (略)

写六十八条 (各)

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 (略)

2

2

~十七 (略)

第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載し十八 その他法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条

一~十七 (略)

十八 その他法第二百十条第一項において準用する法第百三十九 る場合、 た書類 準用する場合及び更生特例法第 第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載 法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為 をする場合にあっては、 十九条第 号まで、 項において準用する法第百三十九条第 (法第1 法第一 号の規定により更生計画におい 第十七号及び第十八号に掲げる書類 一百五十条第 一百七十条の四第九項の規定により法第 第 一号から第五号まで、 項の規定により保険契約の移転をす 一百六十二条第五号又は第三百 項の規定を読み替えて て更生会社が更生特例 第七号から第 百十条第

うとする場合の認可の申請等) (保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろ

第二百九条 第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又 6 5 事由は、 次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない は、 は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社 _ { 七 (削る) (保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める イ~ニ (略) 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類 当該会社に関する次に掲げる書類 同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に (略) 会計監査人の履歴書 (略) 次に掲げる事由とする。 (略 (略) (略) (略) 2 〈 匹 5 第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又 6 第二百九条 次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない は、 は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社 請等) 一~七 事由は、 (保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申 ホ| ~ ル| 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める 得 権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取 イ~ニ (新設) (略) 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類 当該会社に関する次に掲げる書類 同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決 (略 (略) 次に掲げる事由とする。 (略) (略) (略) (略)

. П (略

前号リ及びヌに掲げる書類

四 · 五 (略)

2 保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、 る書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。 の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により 同項 2

会社」という。)に関する次に掲げる書類 当該認可を受けて設立される会社 (以下この項において「設立

(略)

会計監査人の履歴書

ホ〜ル (略)

三 5 五 (略 (略)

3 5

(特定持株会社に係る認可の申請

第 に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。 だし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次 一百十条の六 特定持株会社は、 法第二百七十一条の十八第三項た

びに同項第三号から第五号までに掲げる書類 第二百十条の三第一項第二号ハからへまで及びチからヲまで並

> イ・ロ (略)

前号チ及びリに掲げる書類

四 · 五 (略)

の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ る書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。 保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により 同項

二 当該認可を受けて設立される会社 会社」という。)に関する次に掲げる書類 (以下この項において「設立

イ〜ハ (略)

(新設)

ニ| 〜 ヌ| (略)

三 5 五 (略)

3 5 (略

(特定持株会社に係る認可の申請

第一 だし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次 に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一百十条の六 特定持株会社は、 法第二百七十一条の十八第三項た

同項第三号から第五号までに掲げる書類 第二百十条の三第一項第二号ハからホ及びトからルまで並びに

2

(略

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2·3 (略)

定める会社は、第五十六条第五項に規定する会社とする。4 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で

5 前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を保険持 1 方面では、最後に取得されたとき(当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合に おいては、最後に取得されたとき(当該会社の議決権が当該保険 方に取得されない限り、当該保険持株会社又はその子会社により 一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当し 一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当し 当するものとする。

規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会という。)の議決権を当該各号に規定する日(以下この項に社の子会という。)がその取得した大の各号に掲げる会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得したがの各号に掲げる会社(以下この項において「新規事業分野開拓会大の各号に掲げる会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得したがの各号に掲げる会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した

6

6

2 (略)

、保険持株会社の子会社の範囲等)

二百十条の七 (略)

第

2·3 (略)

定める会社は、第五十六条第五項に規定する株式会社とする。4 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で

前項に規定する会社のほか、株式会社であって、その議決権を保 時株会社又はその子会社(子会社となる会社を含む。)により取得されたとき(当該株式会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社に該当する。)により取得されたとき(当該株式会社のほか、株式会社であって、その議決権を保める会社に該当する。

会社の 掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会 前 社 当該議決権が第五十六条第五項第九号及び第十号の規定に該当する 社等」という。 前二項の規定にかかわらず、 (以下この項において「特定子会社」という。) がその取得した 一項に規定する会社 議決権である場合であって、 の議決権をその取得の日から十年を経過する日 (以下この項において「新規事業分野 第五十六条の二第二項第二十四号に 当該会社が当該支援を受けてい 開 拓

権を処分したときは、 権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決 下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、 開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数 府令で定める会社に該当しないものとする。 会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決 特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株 総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。 えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野 社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣 この限りでない。 ただし、当該処分を行 当該 以

決権 とき) 社により新たに取得されない場合に限る。 該当していたもの で及び第五号に規定する会社並びにこれらの会社のほ る会社を含む。 一回以上にわたり取得された場合においては、 新規事業分野開 (当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により 取得の日から十五年を経過する日 に同項第 その議決権を保険持株会社又はその 以下 拓会社 号 (その議決権が当該保険持株会社又はその子会 から第一 \bar{o} 項にお (第五十六条第五項 一号まで及び第五号に規定する会社に て同じ。 子会社 をいう。) により取得されたと 第 最後に取得された 号から第三号ま (子会社とな か その 会社で

> 拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超 に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開 の数をいう。 当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日におけ の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第 に処分しないときは、 が終了する日。 において、 る基準議決権数 える部分の議決権を処分したときは、 る期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、 項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しない。ただ 当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する 当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間 以下この項において同じ。)を下回ることとなる場 以下この項において「処分基準日」という。 (総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権 当該新規事業分野開拓会社等は、 この限りでない。 処分基準 当)まで ¬該支援

新設

定める事由 は 前項第七号に掲げる事由とする。

(保険持株会社に係る業務報告書等)

国所在保険持株会社 財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分け での間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結 業務報告書は、 官に提出しなければならない。 は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう 一百十条の十 以下同じ。 別紙様式第十四号により作成し、 法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又)にあっては、 事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日ま 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間 (保険会社を子会社とする外国の持株会社であ 当該期間経過後六月以内)に金融庁長 当該期間経過後三月以內 外 第

略

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧

第二百十条の十の二 閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ~ホ (略)

会計監査人の氏名又は名称

二 ~ 五 (略)

(保険持株会社に係る業務報告書等)

って、 て、 間経過後六月以内) は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう 国所在保険持株会社 財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分け での間の業務及び財産の状況について、中間事業概況書、中間連結 業務報告書は、 一百十条の十 次項及び第二百十条の十四において同じ。)にあっては、当該期 別紙様式第十四号により作成し、 法第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、 法第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間 事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日ま に金融庁長官に提出しなければならない。 (保険会社を子会社とする外国の持株会社であ 当該期間経過後三月以內 又

2 6 (略

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧

イ~ホ 略

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

第二百十条の十の二

法第二百七十一条の二十五第

一項に規定する内

次に掲げる事項とする。

閣府令で定めるものは、

(新設

<u>二</u> 5 五. (略

	2		r 1				tota	第		2				~//		第			-
(届出事項)		十〜十六 (各) 人の履歴書	九の三 当該会社分割を行った後における保険持株会社の会計監査	一〜九の二 (略)	らない。	申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければな	第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可	第二百十条の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一	(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)	(略)	十三~十七(略)	十二 合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書	一~十一 (略)	次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。	項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に	第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一	(保険持株会社に係る合併の認可の申請)	254 (町)	
(届出事項)			(新設)	一〜九の二(略)	らない。	申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければな	第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可	第二百十条の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一	(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)	2 (略)	十二~十六 (略)	(新設)	一~十一 (略)	次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。	項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に	第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一	(保険持株会社に係る合併の認可の申請)	25 5 4 (略)	

第二百十条の十四 (略)

める場合は、次に掲げる場合とする。 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定

一・二 (略)

役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。) 次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(保 の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(保 の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(保

場合に限る。)
出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある
員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届
三の二 役員等の選退任があった場合(役員等の選退任の前に、役

三の三 外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者ではから。)を選任しようとする場合又は外国所体会社の役員等」という。)を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若る場合を除く。)

第二百十条の十四(略)

める場合は、次に掲げる場合とする。 と 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定

一・二 (略)

一保険持株会社を代表する取締役又は保険持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあっては代表執行役又は執行役、 大国所在保険持株会社にあっては代表執行役又は執行役、 大国所在保険持株会社にあっては当該外国所在保険持株会社を代 支は当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは 文は当該外国所在保険持株会社を代表する取締役又は保険持株会社の常務に従事

任又は退任があった場合 株会社にあっては、会計参与又はこれに類する職にある者)の就三の二 会計参与設置会社にあっては、会計参与(外国所在保険持

(新設)

(新設)

外

三の四

外国所在保険持株会社の役員等の選退任があった場合

三の八 兀 三の五 五 三の六 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に より子会社とすることについて同号の届出をしなければならない より他の会社 された場合を除き、 情がある場合に限る。) る旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない うとする場合(次号に該当する場合を除く。 役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことに 会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社 しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由に に限る。 することができないことについて、 任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出 国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、 しようとする場合(次号に該当する場合を除く。 ついて、 会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとす 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若 (略) 項 会計監査人の選退任があった場合(会社法第三百三十八条 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しよ (会計監査人の任期) やむを得ない事情がある場合に限る。 (法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定に 会計監査人の選退任の前に、 の規定により再任されたものとみな やむを得ない事情がある場合 外国所在保険持株 会計監査人を選 兀 五. (新設) (新設) (新設) (新設) 十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることにつ 子会社とした場合 いて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。)を 第二百十条の九各号に掲げる事由により他の会社 略 (法第二百七

とされるものを除く。)を子会社とした場合

3 (略)

(登録の申請

第 申請者」という。)は、 う。)に提出しなければならない。 添付して、財務局長又は福岡財務支局長 七十二条の二第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を ようとする者(次条から第二百十一条の七の二までにおいて「登録 一百十一条の二 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受け 別紙様式第十六号により作成した法第二百 (以下 「財務局長等」とい 第 提出しなければならない。

人的構成の審査基準)

第 るときは、 に足りる人的構成を有しない株式会社等であるかどうかの審査をす 条の四第一項第十一号に規定する少額短期保険業を的確に遂行する + 条の七の二 当該登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当する 財務局長等は、 登録申請者が法第二百七十二

かどうかを審査するものとする。

行役、 織体制に照らし、 められること。 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、 会計参与若しくは監査役又は使用 当該業務を適正に遂行することができないと認 人の 確保の 状況並びに組 執

取締役、 執行役、 会計参与若しくは監査役又は使用人のうちに

略

3

(略

という。)は、 ようとする者(以下第二百十一条の六までにおいて「登録申請者」 の二第一項の登録申請書に、 一百十一条の二 財務局長又は福岡財務支局長 (登録の申請 別紙様式第十六号により作成した法第二百七十二条 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受け 同条第二項に規定する書類を添付して (以下「財務局長等」という。) に

(新設

短期保険業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。て業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、少額は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らし三年法律第七十七号)第二条第二号(定義)に規定する暴力団又、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

(変更等の届出)

2 · 3 (略)

(業務運営に関する措置)

第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に関二百十一条の三十一少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三

次に掲げる措置を講じなければならない。

·二 (略)

を確保するための措置、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うこと三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し

イ・ロ (略)

(変更等の届出)

た登録事項変更届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。を行う少額短期保険業者は、別紙様式第十六号の十五により作成し、二百十一条の二十一法第二百七十二条の七第一項の規定により届出

2 · 3 (略)

(業務運営に関する措置)

し、次に掲げる措置を講じなければならない。第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に関第二百十一条の三十一少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三

·二 (略)

を確保するための措置、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うこと三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し

イ・ロ (略)

保険約款の条項において当該保険契約の保険期間の中途で被保 族を被保険者とする保険契約のうち、 構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しく その他の会社をいう。以下ハにおいて同じ。)の代表者又は当 らないこと(一の保険契約者との間で、 条第二項において「上限総保険金額」という。)を超えてはな 害死亡保険にあっては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外 条の六第五号に掲げる保険については、 それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額 以下ハ及び次条第二項において「総保険金額」という。 を締結している場合において、 険者の数を増加させることができることが定められているもの はその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親 該 してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社 連結子会社等 \mathcal{O} 定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億円、 へ約者との間で当該保険契約に係る保険と令第 T該条項に基づき増加したときは、 保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。 条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令 の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人が 約 の保険期間 (第一条の二第一項の規定により当該会社と連結 .の終了の日又は当該増加した日後に当該保険 当該保険契約の被保険者の数が 当該増加した日から当該保 当該保険契約に係る普通 一の会社若しくはその 同号に規定する調整規 一条の六各号に 調整規定付傷 以下ハ及び次 (令第) は 第

以下このハ及び次条第二項において「総保険金額」という。 後に当該保険契約者との間で当該保険契約に係る保険と令第一 保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、 れているものを締結している場合において、 約に係る普通保険約款の条項において当該保険契約の保険期間 れらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、 の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこ くは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、 代表者又は当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若 社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされ くはその連結子会社等 えてはならないこと(一の保険契約者との間で、一の会社若し ハ及び次条第二項において「上限総保険金額」という。 以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。 付傷害死亡保険にあっては六億円から調整規定付傷害死亡保険 整規定付傷害死亡保険以外の保険にあっては三億円、 第一条の六第五号に掲げる保険については、 は、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額 る子会社その他の会社をいう。以下このハにおいて同じ。)の から当該保険契約の 中途で被保険者の数を増加させることができることが定めら 条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第 保険期間の終了の日又は当該増加した日 (第一条の二第一項の規定により当該会 当該保険契約の被 同号に規定する調 当該増加した 当該保険契 調整規定 以下この 当該)を超

限総保険金額」という。)を超えてはならないことを含む。 険金額の合計額を控除した金額。 場合における当該他の保険契約の保険期間 掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する 六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保 にあっては三億三千万円、 額に百分の百十を乗じて得た金額 ついては、 ずれか早い日までの間において、 同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険 調整規定付傷害死亡保険にあっては 次条第二項において「特例上 (同条第五号に掲げる保険に 総保険金額は上限総保険 の開始の 日の前日 金 \mathcal{O}

四~七(略)

、保険計理人の要件に該当する者

、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は第二百十一条の四十九 法第二百七十二条の十八において準用する法

二 公益社団法人日本アクチュアリー会の準会員(資格試験のうち険数理に関する業務に三年以上従事した者 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保

(届出事項等)

する業務に五年以上従事した者

五科目以上に合格した者に限る。

であり、

かつ、

保険数理に関

掲げる保険については、 とを含む。)。 いて「特例上限総保険金額」という。)を超えてはならないこ 保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。 険にあっては六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の 険以外の保険にあっては三億三千万円、 上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額 0 約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間 条の六各号に掲げる保険の区分が同 日の前日のいずれか早い日までの間において、 同号に規定する調整規定付傷害死亡保 一の保険に係る他の保険契 調整規定付傷害死亡保 次条第一 (同条第五号に 総保険金額は 二項にお の開

四~七 (略)

第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は第二百十一条の四十九 法第二百七十二条の十八において準用する法(保険計理人の要件に該当する者)

社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

保険数

理に関する業務に三年以上従事した者

業務に五年以上従事した者目以上に合格した者に限る。)であり、かつ、保険数理に関する二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員(資格試験のうち五科

(届出事項等)

三〜十五 (略)	三〜十五 (略) 三〜十五 (略) 三〜十五 (略) 「会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとす。
(新設) (新設)	る旨の届出をすることができないことについて、やむな、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任し
(新設) (新設)	、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任し
(新設) (新設)	
(新設)	二の四 会計参与の選退任があった場合 (会計参与の選退任
(新設)	うとする場合(次号に該当する場合を除く。)
あった場合	二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しよ
あった場合	場合に限る。)
の届あった場合	出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある
	員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨
.の前に、役 二の二 会計参与設置会社にあっては、会計参与の就任又は退任が	二の二 役員等の選退任があった場合(役員等の選退任の前に、役
	る場合を除く。)
号に該当す	うとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当す
を選任しよ	。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しよ
を除く。)	監査委員(少額短期保険業者の常務に従事する取締役を除く。
執行役又は 行役、執行役又は監査委員)の就任又は退任があった場合	短期保険業者の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は
ては、少額 に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあっては代表執	に従事する取締役又は監査役(委員会設置会社にあっては、少額
業者の常務 二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務	二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務
一 (略)	一 (略)
。 定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
第六号に規 第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規	第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規

第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規 定する内閣府令で定める事由は、 次の各号に掲げる事由とする。

(削る) 略

_ ~ 七

2 略

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る

第 一百十一条の七十二 認申請書の提出等 (略

2 (略

3 は、 面 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書 (法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。) 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

である会社その他の法人の設立をしようとする場合 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者

口 立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書 いて「設立法人」という。 当該承認を受けて設立される会社その他の法人(以下ロにお 一部がない場合は、 当該書面に相当する書面)に関する次に掲げる書面 (当該設 面

> 第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規 定する内閣府令で定める事由は、 次の各号に掲げる事由とする。

一~七 (略)

権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決

2 (略)

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る

承認申請書の提出等)

2 (略 第

一百十一条の七十二

(略

3 は、 面 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。 (法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。)

である会社その他の法人の設立をしようとする場合 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者

口 において「設立法人」という。)に関する次に掲げる書面 書面の一部がない場合は、 該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる 当該承認を受けて設立される会社その他の法人(以下この 当該書面に相当する書面

イ (略)	二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする 計算書	(3) 口(8)及び(9)に掲げる書類並びに最終の貸借対照表及び損益 (1)・(2) (略)	当該会社	[5]〜11] (略) (略)	(1) (3) (略)	ロ 当該会社に関する次に掲げる書類	イ (略)	合	より少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場	法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為に *** **		2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書 。	第二百十一条の七十五 (略) 欠 () () () () () () () () ()	(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)	八 (略)	(1) (1) (略)
イ (略) 場合	二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする計算書	(3) ロ(7)及び(8)に掲げる書類並びに最終の貸借対照表及び損益(1)・2) (略)	会社	(新設) (略)	(1) (3) (略)	ロ 当該会社に関する次に掲げる書類	イ (略)	合	より少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする場	一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為に	次の各号に掲げ、法第二百七十二	2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書	第二百十一条の七十五 (略)	(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)	ハ (略)	(1) ~ (11) (略)

口 立会社」という。)に関する次に掲げる書類 当該承認を受けて設立される会社(以下この号において 設

- (1) (2) (略)
- (3)会計監査人の履歴書
- (4) (10) (略)

当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

- (1) (3) (略)
- (4)ロ(7)に掲げる書類

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書

第二百十一条の八十二

法第二百七十二条の四十第一項に規定する内

類の縦覧)

類の縦覧)

閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

朩 会計参与設置会社にあっては、 会計参与の氏名又は名称

会計監査人の氏名又は名称

二 5 五 (略)

2 \ 4

(略)

届出事項

第 一百十一条の八十六 (略)

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定

> 口 立会社」 当該承認を受けて設立される会社(以下この号において 」という。)に関する次に掲げる書類

> > 設

(1) (2) (略)

(新設)

(8) (略)

ハ 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

(略)

(1) (3)

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書 (4)口(6)に掲げる書類

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第 一項に規定する内

閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ~ニ (略)

ホ 会計参与設置会社にあっては、 会計参与の氏名

(新設)

二 5 五 (略)

2 \ \ 4 (略)

(届出事項)

第 一百十一条の八十六 略

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定

める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会 1 少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役は、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役取締役を除く。)。以下この号及び次号において「役員等」とい取締役を除く。)。以下この号及び次号において「役員等」といい、執行役とは監査委員(少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役を(大場位の)。

場合に限る。)
出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある
員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届

この三 外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは 出これらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外 はこれらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外 国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。)を選任しよう とする場合又は外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは まうとする場合(次号に該当する職にある者又は当該外国所在少額 とする場合又は外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは

める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

らに類する職にある者)の就任又は退任があった場合会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあっては代表執行役又は執行役、外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役が国所在少額短期保険持株会社にあっては代表執行役ではこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役工は少額短期保険持株会社を代表する取締役又は少額短期保険持株

者)の就任又は退任があった場合期保険持株会社にあっては、会計参与又はこれに類する職にある三の二 会計参与設置会社にあっては、会計参与(外国所在少額短

(新設)

(新設)

三の四

外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又

(外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任の前に、

外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任があった

第二百三十四条の十六 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又	第二百三十四条の十六 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又
いての広告等の表示方法)	いての広告等の表示方法)
(特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容につ	(特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容につ
3 (略)	3 (略)
四~八(略)	四~八(略)
	に限る。)
	することができないことについて、やむを得ない事情がある場合
	任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出を
	された場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選
	第二項(会計監査人の任期)の規定により再任されたものとみな
(新設)	三の八 会計監査人の選退任があった場合(会社法第三百三十八条
	しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)
(新設)	三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任
	情がある場合に限る。)
	る旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事
	、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとす
(新設)	三の六 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に
	うとする場合(次号に該当する場合を除く。)
(新設)	三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しよ
	ある場合に限る。)
	の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情が
	は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨

つ正確に表示しなければならない。十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かいて「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項におは保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは

2 · 3 (略)

(紛争解決委員の利害関係等

第

一百三十九条の十一

(略)

適格消費者団体の認定)に規定する消費生活相談をいう。)に応ず者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イ(は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費は、決第三百八条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者

(略)

資格

| 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの

る業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

トの資格 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタン

(略)

3

十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなけいて「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項におは保険仲立人がその行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは

2 · 3 (略)

ればならない。

第二百三十九条の十一(略

(紛争解決委員の利害関係等

2

一 (略)

活アドバイザーの資格 類別会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産

消費生活コンサルタントの資格本消費者協会という名称で設立された法人をいう。)が付与する三 財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日

3

(略)

(削る)

附

則

附 則

る特例) (解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の 部の物納に関す

第一条の二 年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第八十四条で定め 厚生年金基金等から移換されることができる資産は、 ことができる資産及び法附則第一 散厚生年金基金等をいう。 生年金基金等(確定給付企業年金法第百十三条第一項に規定する解 る有価証券とする。 において同じ。 生命保険会社 が法附則第一条の十三第一項の規定により解散厚 (外国生命保険会社等を含む。 以下この条において同じ。 条の十三第二項の規定により解散 確定給付企業 に引き渡す 以下この条

2 金、 働大臣の指定する日又は法第四条第二項第二号若しくは法第百八十 場合において、 散厚生年金基金等から資産を移換された場合は、 年金基金等に資産を引き渡した場合又は同条第二 日として計算するものとする。 七条第三項第二号に掲げる書類に定める日を有価証券の評価の基準 企業年金法施行令第八十七条の規定の例により計算した金額の保険 又は移換は、 生命保険会社が法附則第一条の十三第一 返戻金その他の給付金の支払又は保険料の収受とみなす。この 当該資産の引渡し又は移換に係る有価証券を確定給付 当該有価証券の金額の計算は同条に規定する厚生労 項の規定により解散厚生 一項の規定により解 当該資産の引渡し